

【重要連絡】

新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し経済的に修学困難となった学生に対し支援措置を実施いたします。

要件に該当し、必要と認めた場合は授業料減免等の対象となる可能性があります。書類等の提出が必要となりますが詳細については、事務局総務課までご相談ください。

※家計急変の者に対する選考の基準（下記のすべてに該当すること）

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった学生
- ② 国や地方公共団体等が実施する公的支援の受給証明書があること又は、主たる家計支持者の事由発生後の所得が事由発生前の所得と比較し 1/2 以下となっていること

※主たる家計支持者の所得金額（令和元年・令和2年・令和3年）が令和4年の所得金額と比較して 1/2 以下となっていること。または所得金額（令和元年・令和2年・令和3年・令和4年）が令和5年の所得見込み金額と比較して 1/2 以下となっていること。

提出書類

- ① 奨学申請書（ホームページからダウンロード又は総務課窓口で配布）
- ② 添付書類

※源泉徴収票又は所得証明書（令和元年分・令和2年分・令和3年分・令和4年分）、又は令和5年分の所得見込額のわかる書類（給与明細等）

そのほか国・地方公共団体など公的機関が実施する公的支援の受給証明書（厚生年金保険・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予、持続化給付金など）

提出方法

レポート提出ボックス又は郵送

提出期限

令和5年10月31日（火）

※メールでの問い合わせや申請書類の受付はしておりませんのでご注意ください。